

# 処 分 基 準

令和5年6月30日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律																																							
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項																																							
処 分 概 要：車両の使用制限命令																																							
原 権 者：島根県公安委員会																																							
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）																																							
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。																																							
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車 両 の 種 類</th><th colspan="3">前 歴 な し</th><th colspan="3">前 歴 1 回</th><th>前歴2回以上</th></tr><tr><th>3回</th><th>4回</th><th>5回以上</th><th>2回</th><th>3回</th><th>4回以上</th><th>1回以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車</td><td>30日</td><td>40日</td><td>50日</td><td>60日</td><td>70日</td><td>80日</td><td>3月</td></tr><tr><td>普通自動車</td><td>20日</td><td>30日</td><td>40日</td><td>40日</td><td>50日</td><td>2月</td><td>2月</td></tr><tr><td>大型自動二輪車、普通自動二輪車 小型特殊自動車又原動機付自転車</td><td>10日</td><td>15日</td><td>20日</td><td>20日</td><td>25日</td><td>1月</td><td>1月</td></tr></tbody></table>	前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車 両 の 種 類	前 歴 な し			前 歴 1 回			前歴2回以上	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月	普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月	大型自動二輪車、普通自動二輪車 小型特殊自動車又原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月
前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車 両 の 種 類		前 歴 な し			前 歴 1 回			前歴2回以上																															
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上																																
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月																																
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月																																
大型自動二輪車、普通自動二輪車 小型特殊自動車又原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月																																
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部交通企画課																																							
備 考：																																							